

事業募集

みんなのはままつ 創造プロジェクト

皆さんの
創造的な活動を
応援します！



1. みんなのはままつ創造プロジェクトとは

〇浜松市は、地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われ、その活動が市民の暮らしの質を高めていく都市“創造都市”を目指しています。「みんなのはままつ創造プロジェクト」は、創造都市の実現に向け、市民活動団体や企業等が企画・実施する創造的な取り組みを応援する事業で、事業経費を補助します。

2. 補助対象となる団体

以下の2点すべてに該当する団体

- (1) 市内に住所を有するまたは市内で活動する、法人または3人以上で構成される任意団体(政治・宗教の活動を目的とする団体、公の秩序に反する団体は除く)
- (2) 市税の未納がない法人・団体

3. 補助対象となる事業

以下の2点すべてに合致する事業

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に実施する事業
- (2) 創造都市の実現に資する事業(創造的な事業)

※「創造的な事業」とは、既成の価値観に捉われない自由で独創的な発想により、

- ・地域固有の資源を活かして新たな文化や産業を創出する事業
- ・浜松の魅力や都市としてのアイデンティティを高める事業

などです。

4. 補助額・補助率・補助対象経費

部門	スタートアップ 50	スタートアップ 100	ステップアップ
対象事業	新規事業	新規事業	継続事業
補助率	100%	100%	1年目 50%、2年目 40%、3年目 25%
補助額上限	50万円	100万円	100万円

【注意】

- 1) 「新規事業」は、補助事業者が28年度に新たに行う事業です。
- 2) ステップアップ部門は、「みんなのはままつ創造プロジェクト」の補助金を受けたことがある事業、又は補助事業者により1年間以上実施された実績のある継続事業を対象とします。
ここでいう「継続事業」は、既存事業のブラッシュアップや新たな展開を図るものとし、既存事業をそのまま継続するものは、対象となりません。
※既存の事業とは、従来と同じ事業内容を従来と同じ実施団体が行う事業をいいます。
※従来の実施団体の構成メンバーが3分の1以上重複する団体は、従来と同じ実施団体とみなします。
- 3) 同一団体が提案できるのは1件までとします。複数の部門に提案することはできません。
- 4) ステップアップ部門は、最長3カ年度に限り、次年度の審査を受けるために事業提案をすることができます。
ただし複数年度の補助を担保するものではなく、年度ごとに事業提案を行い、審査を受ける必要があります。
※当助成事業が継続されていることが前提であり、予算の確保を約束したものではありません。
- 5) 単に集客やにぎわい、情報発信を目的としたイベントは対象になりません。
- 6) 他の公的助成制度(地域力向上事業の市民提案による住みよい地域づくり助成事業など)と重複して補助を受けることはできません。ただし、民間の助成制度との重複は当助成事業の対象となります。
- 7) 特定商品の販売促進を目的とする事業は対象になりません。

5. 提出資料

- ①事業提案書(実施要綱第1号様式)
- ②収支予算書(実施要綱第1号様式付属資料)
- ③備品購入理由書(実施要綱第1号様式付属資料の2)
- ④団体の活動内容が分かるもの(定款、規約または活動内容を示す資料、団体の構成員名簿)
- ⑤市税納付・納入確認同意書(実施要綱第3号様式)
- ⑥市民税・県民税特別徴収義務者指定書の写し
- ⑦二次審査にかかる事前調査票

※①②③⑤⑦の様式は、浜松市役所文化政策課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

※③は備品(品質及び形状が変わることなく概ね1年間以上使用することができ、取得額が20,000円以上の物)の購入をしようとする場合に限りです。

※⑥は補助金の申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限りです。

※その他、参考資料がある場合は、A4用紙4ページまで受け付けます。

6. 提出先

▷浜松市 市民部 文化政策課 創造都市推進グループ (市役所本庁舎3階)

※直接持ち込みに限りです。郵送、FAX、メールでの申請は不可。

7. 募集期間

▷平成27年12月14日(月)から平成28年1月8日(金)午後5時まで

※提案に必要な書類を作成した後、必ず文化政策課へ事前相談してください(平成28年1月6日(水)まで)

8. 審査基準

▷企画内容の創造性、地域の文化や資源の活用度、実現性、発展性、市内外への波及効果などの観点による総合評価にて審査します。ステップアップ部門は、過去の実施結果や、それを踏まえた改善も評価の対象となります。

9. 審査スケジュール

日程	スケジュール	備考
1/6(水)	事前相談締切	必ず事前相談を行ってください。 事前相談なしの提案は、基本的に受け付けません。
1/8(金)	事業提案締切	
1月中旬～2月中旬	一次審査(書類審査)	状況により、ヒアリングを実施する場合があります。
2月中旬	一次審査結果通知	全提案団体あて、郵送にて通知します。
2月下旬～3月上旬 予定	二次審査 (プレゼンテーション審査)	一次審査を通過した団体のみが対象(参加必須)。 提案団体による事業説明及び質疑応答を行います。
3月中旬	二次審査結果通知	二次審査参加の全団体あて、郵送にて通知します。

10. その他

▷今回の事業募集は“事業提案の募集”です。平成28年度予算の範囲内で実施することを前提に提案を募集します。

▷補助金の交付申請については、提案事業が採択された後、改めて補助金交付申請書(補助金交付要綱第1号様式)を提出していただくこととなります。なお、補助金の交付は事業実施後(補助金交付額確定後)になります。

▷補助金の概算払を希望する場合は、提案事業が採択された後に、補助金概算払承認申請書(第9号様式)、資金状況調(第10号様式)を提出してください。審査により概算払が適当と判断された事業のみ概算払が認められます。※概算払額は補助金交付決定額の100分の80以内

▷提案事業が採択された場合、キックオフミーティング(平成28年4月中予定)及びクロージングミーティング(平成29年3月または4月予定)において、事業報告を行っていただきます。必ず1名以上の参加をお願いします。

▷採択事業については、みんなのはままつ創造プロジェクト審査委員会で評価を行い、その結果を公表します。



【問合せ】浜松市市民部文化政策課 創造都市推進グループ

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 TEL 053-457-2301

提出資料の様式のダウンロードは 浜松市公式ホームページから

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

みんなのはままつ創造プロジェクト

検索

